

## 資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 教育・宣伝活動 | 労働運動の基本Q & A 3 労働法から見る労働組合の目的と活動

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 労働運動の基本Q & A 3 労働法から見る労働組合の目的と活動

#### ●労働法は労働組合の目的をどのように規定していますか。

労働組合法第1条にその目的が規定されています。

1. 使用者との間に労使対等を確立し、労働者の社会的地位の向上をはかる。
2. 自ら労働条件などの向上を目指し、団体行動や団体交渉を行うこと。

なお、労使対等の原則は、労働基準法第三条にも規定されています。「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである」。

以上は法律の面からであり、私たちは運動の視点から、その目的を捉えることが重要です。このような意味で、労働運動の歴史から学ぶ必要があります。

- 友愛会の綱領（鈴木文治）
- サミュエル・ゴンパース（アメリカ労働総同盟会長）の言葉
- 連合の政策と進路

などから学ぶことが必要でしょう。

#### ●労働法は労働組合の活動についてどう規定していますか。

労働組合の活動については、労働組合法第一条の目的に沿った活動となるわけですが、同第二条「労働組合」で、労働組合は「労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図る目的で組織したものと規定され、同条三では「共済事業その他福利事業のみを目的とするもの」、同条四で「主として政治運動又は社会運動を目的とするもの」は、労働組合として認めないと規定しています。

したがって、ご承知のように、労働者の相互扶助の目的から発した、生活資金の助け合い（労働金庫運動）や、全労済活動は、本規定に抵触するおそれがありますから、別法人として運営しているのです。政治活動も、労働者の生活向上の目的に沿って取り組むのは問題ありません。

#### ●労働法では労働者の主体性・自主性の堅持、組合運営の規定は？

労働組合法第二条で、①労働者主体の自主的な組織、②使用者の利益代表を含まない、③使用者の経済的援助を受けない、という主体性堅持の条文が規定されています。また、同法第五条には、労働組合の資格要件として、民主的運営が規定されています。

なお、同法第七条「不当労働行為」も、労働組合の目的や主体性、自主的運営を阻害するものとして捉える必要があります。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>> 一覧へ戻る

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**